

平成27年度 市議会モニター通信一覧 第1回

番号	A. 内容	B. 項目分類	通信内容(要約)	市議会回答
1	①提案	⑥その他 (平成27年3月9日)	<p>議会モニターの職務内容の「アンケート調査への回答」の対象を一般市民に拡大することによって次のことが期待できるかどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市行政をチェックする視点に、市民の生活実感データに基づく視点を加えることができる。 ・市民の市議会活動への関心が向上し、市民参加が進む。 	<p>議会モニターに関するアンケートについては、議会が必要と判断した場合に実施するもので、常に行うものではありません。</p> <p>提案のありましたアンケート調査を一般市民に拡大する件につきましては、議会モニターに関するものとは別の枠組みと予算措置が必要になります。</p> <p>そのため、市民アンケートについては、他市町村の議会の例も参考に調査研究してまいります。</p>
2	②意見	⑥その他 (平成27年3月30日)	<p>国会議員や県議会議員は地域ごとの選挙区で選出されているが、市議会議員は市を一つの選挙区として選出している。</p> <p>防府市全市を一つの選挙区とする市議会議員の選出方法を、県議会議員の選出のように、市内をブロックに分けて、許容できる格差内で定めるブロックごとの定数の市議会議員を選出することで、防府市全域の行政課題に取り組めるようにすることが必要であると思う。</p>	<p>選挙区の設定は、都道府県議会議員や政令指定都市議員の選挙に関し公職選挙法に規定されているものの、市町村議会議員の選挙については、同法の規定に“特に必要があるときに条例で選挙区を設けることができる”とされており、一部の合併後の市議会議員選挙において採用されています。</p> <p>しかしながら、本市においては同法に規定する“特に必要があるとき”は現在のところありません。</p>

3	①提案	①議会運営について (平成27年5月7日)	4月より2回の傍聴(教育厚生委員会、総務委員会)に参加しましたが、市職員の議題説明、議題に対する市議会議員の質疑応答において、委員長が発言者をアナウンスしますが、顔と氏名が分からないため内容に緊張感を感じません。 スライド等で、質疑応答者の氏名を表示できないか検討してほしい。	議会常任委員会を傍聴されてのご意見ありがとうございます。委員会では、委員と市執行部が対面する形で審査がなされることや傍聴者の席が最後部席付近に設けられていることから、ご不自由をおかけしています。 議場で開催するような、カメラを使用した傍聴席へのモニター表示は、経費やスペースの面から難しいのですが、少しでも改善できるものがないか検討したいと思います。
4	④質問	②一般質問について (平成27年3月31日)	1. 政治にとって人間の魂(精神)とは何なのか。 2. 国家は個人にどうかかわるのか。 3. 人間が他の動物を飼育すると同じように、何から何まですべての人間の世話をするなど言うことは可能なのか、それとも不可能なのか。	お尋ねの内容は、モニター通信の項目分類に記入しておられる「議会の本会議での一般質問」に関するものと違い、市議会の運営に関するご意見ではないことから、このたびは、回答を控えさせていただきます。
5	②意見	③傍聴について ⑥その他 (平成27年6月19日)	今日まで委員会や臨時会を拝聴してきて感じたことは、第一に、まるで職業としての政治家という印象を抱きました。行政が立案・提案し、そのほとんどが原案どおり可決されている状況で、その原案に対する自他の吟味を垣間見ることはありませんでした。 立法機関である議会において最重要課題は何でしょう。議会自身が市民にとって善なることを政策立案し、それらを多数決という安易な多数決主義に頼らずに自他を吟味の俎上に載せ、説得の技術を駆使して行政に執行させることが立法機関のある	議員自身が市民にとって善なることを政策立案することについては、本会議での市執行部に対する一般質問や議員提案による条例の制定などがあります。 本市においては、他にも常任委員会の所管事務調査や特別委員会などで審議等を行っております。市民の側に立つ政治についても、議会基本条例に基づく議会報告会や議会懇談会などで、市民の意見を直接聞く

		<p>べき姿ではないでしょうか。</p> <p>次に、「政治とは何か」という政治そのものを顕現させるような 質疑応答も、あまり聞くことができませんでした。市民の側に 立って、思惑ではなく事柄自体を基準として吟味を尽くすこと が大切であると考えます。</p>	<p>機会を設けております。</p>
--	--	--	--------------------

平成27年度 市議会モニター通信一覧 第2回

番号	A. 内容	B. 項目分類	通信内容(要約)	市議会回答
6	②意見	⑥その他 (平成27年8月7日)	<p>長い質問に短い答弁が目立つように思えます。</p> <p>議会は、執行部又は行政と相対立するものではないのです。行政と議会とが「問いと答え」との交換において「人間と人間との接触」を予想するからこそ「形成的」なのです。</p> <p>数多くの吟味に耐えたものこそが真理の種子であり、この種子を行政が播き、行政と議会とが養い育てる。その養い育てたものを、市場（市民）に出す前と出した後から議会が検証するということに、健全な議員力及び議会力が生じると言えないでしょうか。</p> <p>この意味で、議会に執行権はなくとも立法権があるのではありませんか。種子を播くのを執行部等にだけ任すのではなく、議会もその種子が真理であるなら可決するといういわば執行権にも似た立法権を持っているのですから、その意味でも「執行する」という考えに立ち、共同して種子を播き育て市民に提供していくことこそが議会と行政と市民との三位一体であり、この三位を一体化させるところに議会力というものが存在するのではないのでしょうか。</p> <p>議会政治というものは「討論による政治」と言われ、討論が形成的なものとなるためには、党利党略の入り込まない自分で考え自分が問い聞くと云った問答法の約束事が存在します。</p> <p>対話・問答・討論によって、まさにそれぞれで「ある」ところのものへと前進しようと努め、最後にまさに「善」であるところのもの自体を知性的思惟によって直接把握する活動こそが問答対話の技術であると言われていています。</p>	<p>議会を傍聴しての、議員としての発言や、議会と執行部の関係に関する意見を承りました。</p> <p>しかしながら、市議会の運営に関するご意見ではなく、議員個人がした発言やそのあり方などについてはお答えができませんので、このたびは回答を控えさせていただきます。</p>

7	②意見	③傍聴について (平成27年8月24日)	<p>8月21日の庁舎建設調査特別委員会での各委員による「新聞発表されてたまげた。」「知り合いの設計士も多くの日数をかけてこの件に関してやってきたが、発表されたからもうできない。」「初めて聞いた。」などと、各委員が烏合の衆のようにここぞとばかりに同調して声を荒げ執行部に対し詰め寄る言動を見聞きました。</p> <p>これは自分たちが何もしていないこと、そして自らの知恵のなさを暴露しているようなもので恥ずかしいかぎりです。また、公のことを扱う仕事をしているのに「知り合いの」とか「友人・知人」という発言も適切な発言とは言い難いものと言えるでしょう。</p> <p>これを見聞きした報道関係者及び傍聴人は「白熱を帯びている」とか「緊張感がある」等と「誤った」白熱感、緊張感、臨場感を抱かれたのではと思うと残念でなりません。これは、白熱感、緊張感、臨場感ではなく単なる「議員だけによる喧噪」そのものであると感じたものです。</p> <p>市税で議員報酬をいただいているわけですから「公務員」ないしは「役人」といいうる存在です。執行部は限られた予算の中で今最善と思われる案件を能動的に作成提出し、独善に陥らないために議会において吟味検討してもらっているのです。</p> <p>執行部が政策立案したものを審議するだけが議員の仕事とされているのであれば、それは考え違いも甚だしいのでは。</p> <p>本当に人のために役立つことをするならば失政や失敗、そして議員職の持続性を考える前に、自分たちが能動的に対案としての政策立案を提出し自他の吟味に向かおうと思わないのでしょうか。</p> <p>このように感じた故に、以前にも言いましたように「職業とし</p>	<p>議会を傍聴しての、議員としての発言の内容や、議員としてのありようについての意見を承りました。</p> <p>議員自ら行う政策立案などに関しては、本会議での市執行部に対する一般質問や議員提案による条例の制定、政策討論会などがあります。</p> <p>しかしながら、市議会の運営に関するご意見ではなく、議員個人がした発言の内容等についてはお答えができませんので、このたびは回答を控えさせていただきます。</p>
---	-----	-------------------------	--	--

			ての政治家」と思ったものです。	
8	①提案	③傍聴について ④議会広報等について (平成27年9月3日)	<p>8月20日に開催された教育厚生委員会と、翌21日に開催された庁舎建設調査特別委員会を傍聴させていただきましたが、この度、教育厚生委員会以外の常任委員会は、なぜ開催されなかったのでしょうか。その他の委員会も、議会の合間に、開催された方がよいのではないかと感じました。</p> <p>現在は、市民の方が委員会の傍聴に来られても、意見を言えないシステムですが、議会事務局に意見箱を設置し、広く市民の方から意見を募り、それを各議員さんが回覧等で確認されたうえで、代弁していただくようなシステムができれば、声が届くことをうれしく思い、傍聴に来てくださる市民も増えるのではないのでしょうか。</p> <p>委員会の録画放映ですが、スペースや人員不足の問題で、困難なのは承知しておりますが、せっかく活発な意見交換がなされているのに、放映しないのは勿体ないと感じました。まずはホームビデオでの撮影等、簡易的なものでもよいので、取り組まれてはいかかでしょうか。また、委員会の議事録についても、議会のホームページで見られるようにするとよいのではないかと思います。</p>	<p>教育厚生委員会を傍聴されてのご意見ありがとうございます。常任委員会は、議会閉会中でも所管事務調査などできることとなっていますが、その開催は、委員会によって違います。</p> <p>また、議会事務局に意見箱を設置してはどうかとの事ですが、市政運営については「市長への提言箱」を設置していますし、議会に対するものについては、請願・陳情の制度や議会報告会、議会懇談会がありますのでそちらを活用してください。</p> <p>委員会でのカメラ放映については、経費やそれを操作する人員、スペースの面から難しいのですが、その会議録については今後検討してまいります。</p> <p>なお、本会議についての会議録はすでに議会ホームページで掲載していますのでそちらを活用してください。</p>